☆第２５２号　　2024年 1月 5日

静岡県地域史研究会報

－静岡県地域史研究会－

足利尊氏の駿河国得倉郷寄進状

廣田浩治

二〇一八年（平成三〇年）の思文閣古書資料目録二九五号に、静岡県に関する次の史料が掲載された。政権を樹立した早々の足利尊氏が建武四（一三三七）年に、料所として駿河国得倉郷（現在の静岡県三島市徳倉）を寄進した文書である。静岡県内ではまず知られていないと思われるので、この機会に紹介したい。

この文書は掛軸で、文書本紙は縦二二・六センチ、横三四・八センチ、天地左右は裁断されて軸装されている。次にその本文を示そう。

【足利尊氏寄進状】

神用米料所事

駿河国得倉郷

右、神用米等者、以当国之乃貢、往代致沙汰之処、追年及難済云々、仍為彼料所々令寄附当郷也、為一円不輸地、可致沙汰之状如件、

建武四年十一月十日　源朝臣（花押）

内容は、これまでは「当国」（駿河）の「乃貢」で「神用米」を納めてきたが、その納入が年々厳しくなったので、「一円不輸」の「料所」として得倉郷を寄附する、というものである。文書の署判には尊氏の花押がすえられている。古書資料目録の写真図版を見る限り、文字や文言に問題はなさそうである。花押は本文とは別の墨である。このように文書の日下に「源朝臣」（花押）とした尊氏の寄進状には、この時期には三島大社や富士浅間社あての寄進状がある。

この文書にはこのように用件は書かれるものの、文書の宛所にあたる情報がない。一行目の書き出しは「神用米料所事」であるが、本来は冒頭に「寄進」「寄附」という語と宛所をさす文言があって然るべきであろう。一行目の「神用米料所事」は文書の右端とは余白がわずかしかなく、この行の前に宛所を書いた行が本来はあった（現在は切り取られて無くなっている）可能性がある。「神用米」とあるので得倉郷を寄附された相手は神社あるいは寺院とみられる。神仏習合の時代なので寺院の鎮守社や守護神に寄附した可能性もあり、寺院が宛所ということもあり得よう。

この文書は尊氏がどこかの寺社に得倉郷を寄附したという、一見して簡略な内容のものである。ただ少し深読みすると、その寺社の神用米の徴収から一円不輸料所の寄附に至る変化の過程とその背景を読み取ることができる。

尊氏の寄進以前には、この「神用米」は「当国之乃貢」から納められてきた。「当国之乃貢」とは得倉郷のある駿河国の官物年貢である。それも荘園を除いた公領（国衙領）の年貢とみるべきである。得倉郷のような駿河の公領（国衙領）を支配しているのは駿河の国衙であるから、国衙が公領から徴収した官物年貢のうちから、その寺社に「神用米」を納めてきたということになる。「神用米」を徴収してきた所領は明確でなく、その所領は国衙が任意に決定するか、あるいは公領の年貢の

うちから「神用米」を割いて納めてきたのであろう。

このように寺社への用途米納入に「国」（国衙・公領）が関わる例は、諸国の一宮・物社のように国衙に依存する性格の強い社にしばしば見られる（井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』岩田書院、二〇〇九年）。とすればこの文書の宛所となった寺社も、一宮・物社とは断定できないものの、駿河国衙と強い関わりがあり「神用米」の収取を国衙と公領に依存している寺社であることが考えられる。またここから尊氏の寄進以前、鎌倉期から建武政権にかけての、ほとんどわかっていない駿河の国衙と公領の寺社政策の役割の一端をみることができよう。

またこうした国衙の収取に依存する寺社の用途米徴収が、鎌倉後期には地頭御家人の対捍により納入が滞りがちであったことも、諸国で広く知られるところである。このような状況をその寺社は足利政権に訴えたにちがいない。尊氏の足利政権はそれを受けて「当国之乃貢」による「神用米」納入をやめ、「一円不輸」の「料所」として得倉郷を寄附することに踏み切ったのであった。こうした場合には寺社は国衙の年貢徴収権を含む領主権全般を与えられる。このように国衙と公領に依存した納入から寺社一円領の支配へ、という変化も国衙との関係が強い寺社にはしばしば見られる。

こうした決定の背景には、国衙につながる寺社と守護地頭御家人という、相対立する勢力の権益を保障しそのバランスをとらねばならない立場にある足利政権の、駿河における政策判断が反映されているとも考えられよう。

尊氏の寄進以前には、鎌倉後期には駿河の公領にも国司・守護である鎌倉幕府北条氏の支配が及んでいた（本会会誌一〇号拙稿参照）。北条氏もこの寺社に対する「神用米」納入を「当国之乃貢」により維持していたことになる。このような二国の公領に対する「神用米」の収取が鎌倉幕府や北条氏の創出によるものか、それ以前の中世国衙による賦課収取に由来するものかが、問われるであろう。本文書は簡略な内容ながら、いまだよく分かっていない中世前期の駿河の国衙と公領についての手がかりの一つになる。

尊氏により得倉郷を与えられたのは一体どの寺社であろうか。その寺社は「当国之乃貢」から「神用米」を収取していたほどの寺社である。国衙とのつながりがあり、また尊氏から直々に得倉郷を寄附されるほどの寺社であったことは間違いない。また得倉郷は駿河とはいえ伊豆国に近接し北条氏の伝統的な勢力圏に近い。さらにその周辺には鎌倉幕府及び北条氏が保護してきた神社（三島社・箱根権現・伊豆走湯山）がある。

また中世の得倉郷は、室町後期の延徳二（一四九〇）年に足利将軍より室町幕府の幕臣布施氏が安堵されていることや、戦国期に徳倉城があるなどが分かっている。しかし中世前期については分かっていなかった。本文書は得倉郷の中世についても新たな知見を得る素材になるであろう。

例会告要旨

十月例会

静岡県産業経済会館第三会議室

十月二十二日（土）（四名参加）

史料紹介　浜松荘入野郷八柱神社棟札

森田香司

本報告は、森田が八月末に棟札調査を行った成果として、新発見の中世の棟札を紹介したものである。調査した神社は、浜松市西区（現在は中央区に区名変更）入野町にある、八柱神社である。以前から中世の棟札を所蔵していることが知られていたが、今回やっと調査することができた。

一、棟札の点数

棟札としてカウントできるものは全部で二七点あった。その内中世の時期のものは二点あり、一点は寛正二年（一四四一）であり、もう一点は永禄五年（一五六二）である。

二、棟札の法量

年代的なバラつきがあるため、一程度の決まりをもって作られたものではなく、短いものでは縦四〇センチ、長いものでは一八三センチもあった。中世のものは、寛正のものは約六一センチ、永禄のものは四〇センチとやや短い。

三、二点とも釘穴痕が見られ、

神社の本殿等が建立された際、その棟木や梁に打ち付けられたと思われる。

四、翻刻

注目されるのは、そこに書かれている内容である。中世だけあって、二点とも「浜松庄入野郷」と荘園名と郷名が明記されている。そして棟札の特徴である、当時の神社名や支配者名・建立に関わった人名が書き上げられている。

（一）寛正二年棟札

年号記載は「完正」となっているが、干支は「辛巳」となっているので、年代的には誤っていない。願主は「中海三郎左衛門」で、特に他の史料には見えない人名であるが、この名前が「巨海」だとすると、浜松荘代官大河内真家の弟に当たる。他に大工名として「平左衛門」、「入野郷住人衛門尉某」の名が見える。当時浜松荘は、吉良氏が地頭であり、その代官として三河国衆の大河内・巨海・高橋が支配していた。

（二）永禄五年棟札

左右端の破損がひどく、領主名が確認できないが、右端はかろうじて飯尾と読めなくもない。また左端は、江間与右衛門と読めなくもない。神主名は二名並記され、「竹村又衛門」と「袴田茂兵衛」であるが、そこだけ墨の色が濃く明らかに異筆であるので、後から書き加えられたかもしれない。

飯尾は、飯尾豊前守であり、永禄三年に飯尾乗連は桶狭間で戦死したと言われているので、この飯尾は乗連の子の連龍かもしれない。その連龍も同八年の遠州忿劇の際、駿府に呼び出されて殺されてしまう。江間氏は飯尾氏の家臣で、引間城が家康に攻められた際、武田に付くか徳川に付くかで兄弟で争ったと言われている一族である。

こちらの棟札の年代で問題なのは、桶狭間戦後だということで、自然の破損と思われるが、もしかすると家康が入ってくる直前でもあり、神社を建立して棟札を書いた後、家康の遠江侵入時にそれ以前の領主の名前を意図的に消したかもしれない。

今回は中世の二点のみ取り上げたが、近世のものには、棟札というよりも「奉加札」、すなわち近世によく見られる奉加帳（名寄帳）のようなものが二点あった。それには多いもので五百人の人名が札いっぱいにびっしり書かれており、その翻刻は大変ではあるが、近世村落の様相を示す、とても興味のあるものとなっているので、それらの翻刻も合わせて行い、報告書にまとめる予定である。

討論では参加いただいた小和田会長を始めとして坪井俊三氏・小林輝久彦氏の両幹事から貴重なアドバイスをいただいた。

報告後、久保田昌希氏が入野郷についての論文を書かれていることを知った（「戦国大名今川氏と熊野社領」『論集戦国大名今川氏』二〇二〇年）。今後合わせて検討していきたい。

十一月例会
静岡県教育会館地階D会議室
十一月二十五日（土）（一四人参加）

松平信康はいつどこで亡くなったのか―本多隆成氏よりのご批判をうけて―

高橋陽介

先に報告者は信康事件を「天正七年（一五七九）八月四日、徳川家康が松平信康を岡崎から追放した事件」と再定義し、「築山殿は処断されていないこと」、「信康は自刃を命じられていないこと」、「信康は二俣へ送られていないこと」などの新しい論点を提示した（「松平信康事件の虚像構築過程に関する仮説およびその検証」、『城』二三四号、二〇二三年）。今回の報告は、七月例会における本多隆成氏による御批判をふまえて拙論に修正を加えるとともに、信頼できる史料にもとづいた信康死去の状況を確定することを目的とするものであった。

本多氏による拙論批判のうち、論旨に関わるものは以下の二点である。

・「信康は二俣で自刃した」という『三河物語』以降の情報も外すべきだとするが、比較的信憑性の高い『当代記』では、その後二俣に移され、九月十五日に生害したとされている。一次史料でないからといって、これを無視することは妥当か。

・「五徳が天正八年二月二十日に美濃へ帰ることになったが、それは堀江に蟄居していた信康が二月に亡くなったからであり、その死因は不明とする。しかし、五徳が織田家へ戻るには織田方とのやりとりや調整の期間が必要で、九月に亡くなって戻るのが翌年二月になったとしても、不自然なことではない。」

これらの御指摘をふまえ、報告者

は、家康が信康死去の事後処理をおこなった時期を史料により特定し、信康が亡くなったのは天正八年一月十五日であるとした。信康死去の翌日、家康は岡崎を訪問し、二月五日まで十九日間滞在した。岡崎滞在中の家康は一月十九日から二十三日までの間に、それまで闕所となっていた信康の遺領を配分した。さらに家康は一月二十四日から二十六日までの間、西尾で織田方の重要人物（もしくは信長本人）と交渉し、五徳の帰還についての取り決めを行なったと考えられる。これらのことからは「信康の命日は十五日であった」とする『三河物語』の記述とも整合する。

また今回の報告では、『家忠日記』天正七年六月五日条の解釈についても見直しをおこなった。従来同史料は「信康と五徳は不和であった」という『松平記』の記述を前提として、欠損部分には「御新造様」があてはまるものとし、「家康は信康と五徳の仲直しのために岡崎へ来た」と解釈されていた。報告者は、同史料の欠損部分には「信康御母様」があてはまるものとし、「六月五日、徳川家康は疎遠となっていた築山殿との関係を修復するために、岡崎を訪問した。築山殿はこの日のある時刻から家康の居所へ移動し、六月七日までの三日間を過ごした」と解釈した。報告者はこの史料解釈により、「信康と五徳は不和であった」「築山殿は大岡弥四郎事件に関与していた」とする新行紀一氏以降の学説に否定的見解をのべた。

今回の報告では、本多隆成氏のご指摘をふまえて、先の論考を以下のように修正した。信康は天正八年一月十五日、蟄居先の堀江で亡くなった。家康が信康を廃嫡した理由は「信康の資質」によるものである。信康と五徳は不和だったわけではなく、信康が廃嫡されたのは完全に徳川家内部の問題であった。

質疑応答の場では原田千尋氏・堀江信宗氏・本多隆成氏・松永澄尚氏・三宅真人氏よりご指摘をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。

［例会案内］

☆　一月例会

一、日　時

一月二十七日（土）午後三時～

二、会　場

静岡労政会館五階第２会議室

三、報告者及び報告名

「駿府・清水の米蔵」　柴　雅房氏

※当会で初めて使う会場になります。くれぐれもお間違えのないようにお願いします。ＪＲ静岡駅より西へ徒歩５分。静岡商工会議所会館のある交差点を西にわたってすぐです。東側にエレベーターがあります。

☆　二月例会（東部例会）

一、日　時

二月十七日（土）午後二時～

二、会　場　楽寿園内三島市郷土資料館視聴覚室

三、内容

厚地淳司氏著『近世後期宿駅運営と幕府代官』（岩田書院、二〇二三年、十月刊行）の書評会

書評者　平林研治氏・南隆哲氏・三宅真人氏

※書評者が三人のため、開会を二時からとさせていただきます。

［事務局より］

一、七月までの報告希望はほぼ埋まっています。今年は多くの報告希望をいただきありがとうございます。

二、本年九月の総会時の記念講演は中世の内容で講師をお願いしたいと考えています。県内の内容に関わる方で講演を聴いてみたい方がありましたら、会長または事務局森田までお知らせください。

静岡県地域史研究会報

第２５２号

２０２４年１月５日発行

静岡県地域史研究会

会長　小和田哲男

事務局長　森田香司(053)449-5711

会計担当　北村　啓(090)4230-6530

〔会費納入先〕

北村啓気付

郵便振替口座　00880-3-63062

年会費　4000 円(次年度より 3000 円)